

ご本人さまがご来店できない場合のお取扱いについて

桑名三重信用金庫

当金庫では、預金者ご本人さまが窓口・ATM等へご来店できなくなった時に備えて、事前にお申込みいただくことでご本人さまに代わって代理の方がお取引できるサービスをご用意しております。

代理人キャッシュカード

預金者ご本人さまに代わって、ATMで入出金ができる代理人キャッシュカードを発行することができます。発行された代理人キャッシュカードは、預金者ご本人さまから、代理人（成人親族1名）へお渡しいただくことでご利用いただけます（代理人キャッシュカードのみの発行はできません）。預金者ご本人さまが、ご来店のうえお申込みください。

代理人キャッシュカードお申込の際にお持ちいただくもの

- 代理人キャッシュカードを申込む口座のお通帳
- ご本人確認書類※（ご本人さま・代理人）
- お届け印

代理人取引サービス

あらかじめ代理人（3親等以内の親族1名）をご指名いただくことで、預金者ご本人さまに代わり指名を受けた代理人が出金等のお取引をすることができます。代理人のご指名には、預金者ご本人さまのお手続きが必要です。お申込みの際に指名される代理人の方の来店は不要です。預金者ご本人さまが、ご来店ください。指名を受けた代理人は、通帳・お届け印・代理人のご本人確認書類を持参し、窓口で出金等取引いただけます。

代理人取引サービスお申込の際にお持ちいただくもの

- 代理人取引サービスを申込む口座のお通帳
- ご本人確認書類※（ご本人さま・代理人）
- 預金者ご本人と代理人の関係性が分かる書類（戸籍謄本など）
- お届け印

指名された代理人がお取引の際にお持ちいただくもの

- お通帳
- ご本人確認書類※
- お届け印

上記のお申し込みをされていない場合

お客さまの大切なご預金をお預かりしているため、原則、預金者ご本人さま以外による出金はお受付できません。預金者ご本人さまが急な入院等の事情によりご来店できない場合は、取引店へご相談ください。その際、「預金者ご本人の通帳、お届け印、ご来店者の本人確認書類、預金者ご本人との関係性がわかる書類（戸籍謄本など）、お金が必要な理由がわかる書類（請求書など）」をご用意いただくとスムーズに行えます。ご事情をお伺いし、必要に応じて確認資料をご提示いただくことで、お申し出にお応えできる場合もございます。預金者ご本人さまの意思確認ができなくなってしまった場合や預金者ご本人以外が継続的に預金の出金を希望される場合は、「[成年後見制度](#)」のご利用をお願いします。

※ご本人確認書類につきましては、顔写真付きのもののご提示をお願いします。

（令和3年4月現在）